

## 第49回 横浜市福祉のまちづくり推進会議 次第

### 1 開会

### 2 議事

- (1) 横浜市福祉のまちづくりマニュアル改正の意見公募の実施について
- (2) ソフト施策の強化を目的とした条例改正の検討体制について

### 3 報告

- (1) 運用改善に伴う横浜市福祉のまちづくり条例施行規則改正の意見公募結果について
- (2) 公園駐車場ゲートにおける聴覚障害者対応について

### 4 その他

#### 資料

【資料1】施設整備マニュアル[建築物編]意見公募資料

【資料1-1】改正施設整備マニュアル[建築物編]の原稿案について

【資料2】ソフト施策の強化を目的とした条例改正について

【資料3】横浜市福祉のまちづくり条例及び同規則改正に係る団体ヒアリングの主なご意見

【資料3-1】運用改善に伴う横浜市福祉のまちづくり条例施行規則改正の意見公募結果について

【参考資料1】横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正について（共同住宅EV）

【参考資料2】運用改善を目的とした福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正について

【配布資料】バリアフリー基本構想広報資料（道路局企画課）

## 横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル [建築物編] 改正案に関する意見公募要領

横浜市では高齢者や障害者だけでなく、横浜に関わる全ての人にやさしいまちづくりを進めるため、「横浜市福祉のまちづくり条例（以下「条例」という。）」及び「横浜市福祉のまちづくり条例施行規則（以下「規則」という。）」に基づき、バリアフリーの基準を定めています。

このたび、条例及び規則の解説を掲載している「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル [建築物編]（以下「施設整備マニュアル」という。）」を改正します。

つきましては、広く市民の皆様からご意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

### 1 意見公募の期間（予定）

令和5年2月13日（月）～令和5年3月14日（火）

### 2 意見の提出方法

「意見提出書」にご意見をご記入の上、次のいずれかの方法により、

**横浜市役所健康福祉局福祉保健課 福祉のまちづくり担当宛**にご提出願います。

(1)	電子メールの場合	kf-fukumachi@city.yokohama.jp ※件名の文頭に【意見公募】と表記してください。
(2)	郵送の場合	〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
(3)	FAXの場合	045-664-3622

### 3 意見公募の対象

行政指導の根拠となる箇所についてご意見を募集します。

### 4 注意事項

- (1) いただいたご意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- (2) いただいたご意見の内容については、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。
- (3) ご意見に付記された氏名、住所等の個人情報については、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務のみに利用させていただきます。
- (4) その他個人情報については、「横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年横浜市条例第6号）」に従って適切に取り扱います。

### 5 ご不明な点についての問合せ先

横浜市健康福祉局福祉保健課 福祉のまちづくり担当

TEL : 045-671-2387 FAX : 045-664-3622

## 施設整備マニュアル〔建築物編〕改正案について

### 1 改正の趣旨

平成24年に横浜市福祉のまちづくり条例（以下「条例」）が改正され、一定期間が経過し、運用面での課題が明らかとなりました。これらの課題解消および運用の改善を目的として、横浜市福祉のまちづくり条例施行規則（以下「施行規則」）の見直しを行いました。

これに伴い、改正した施行規則の内容を反映させるため、横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル〔建築物編〕の改正を行います。

### 2 改正案の検討の経過

条例に基づく「横浜市福祉のまちづくり推進会議（※1）（以下「推進会議」という。）」及び推進会議の下部組織である「専門委員会（※2）」で改正内容について審議し、改正案を作成しました。

※1 横浜市福祉のまちづくり推進会議（条例第7条による設置）

…学識経験者、障害者団体代表（障害当事者）、子育て団体代表、建築・交通事業者、市民公募委員、行政機関など23名で構成

※2 専門委員会（条例第7条第3項による設置）

…推進会議で設置を決定する。学識経験者、障害者団体代表（障害当事者）、建築事業者、行政機関など12名で構成

### 3 改正案のポイント

規則改正による整備基準の変更内容を施設整備マニュアルに反映します。その他、運用上追加した方が望ましい内容、推進会議や専門委員会で指摘を受けた内容等の改正を行います。

### 4 資料

- (1) 横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル〔建築物編〕改正案
- (2) 現行 横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル〔建築物編〕

# 意見提出書

令和 年 月 日

健康福祉局福祉保健課福祉のまちづくり担当 宛

住 所：〒 \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

電子メールアドレス： \_\_\_\_\_

横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル [建築物編] 改正案に関して、ご意見をお聞かせください。

## ご意見の内容

### 1 施設整備マニュアル編について

ページ	ご意見

### 3 マニュアル全般について

--

注1：法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

注2：その他意見公募要領の注意事項をご確認ください。

## 福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル〔建築物編〕の原稿案及び市民意見公募について

## 1 趣旨

平成 24 年に横浜市福祉のまちづくり条例（以下「条例」）が改正され、一定期間が経過し、運用面での課題が明らかとなりました。これらの課題解消および運用の改善を目的として、横浜市福祉のまちづくり条例施行規則（以下「施行規則」）の見直しを行い、令和 5 年 2 月に公布を予定しています。

これに伴い、改正した施行規則の内容を反映させるため、横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル〔建築物編〕の改正を行います。

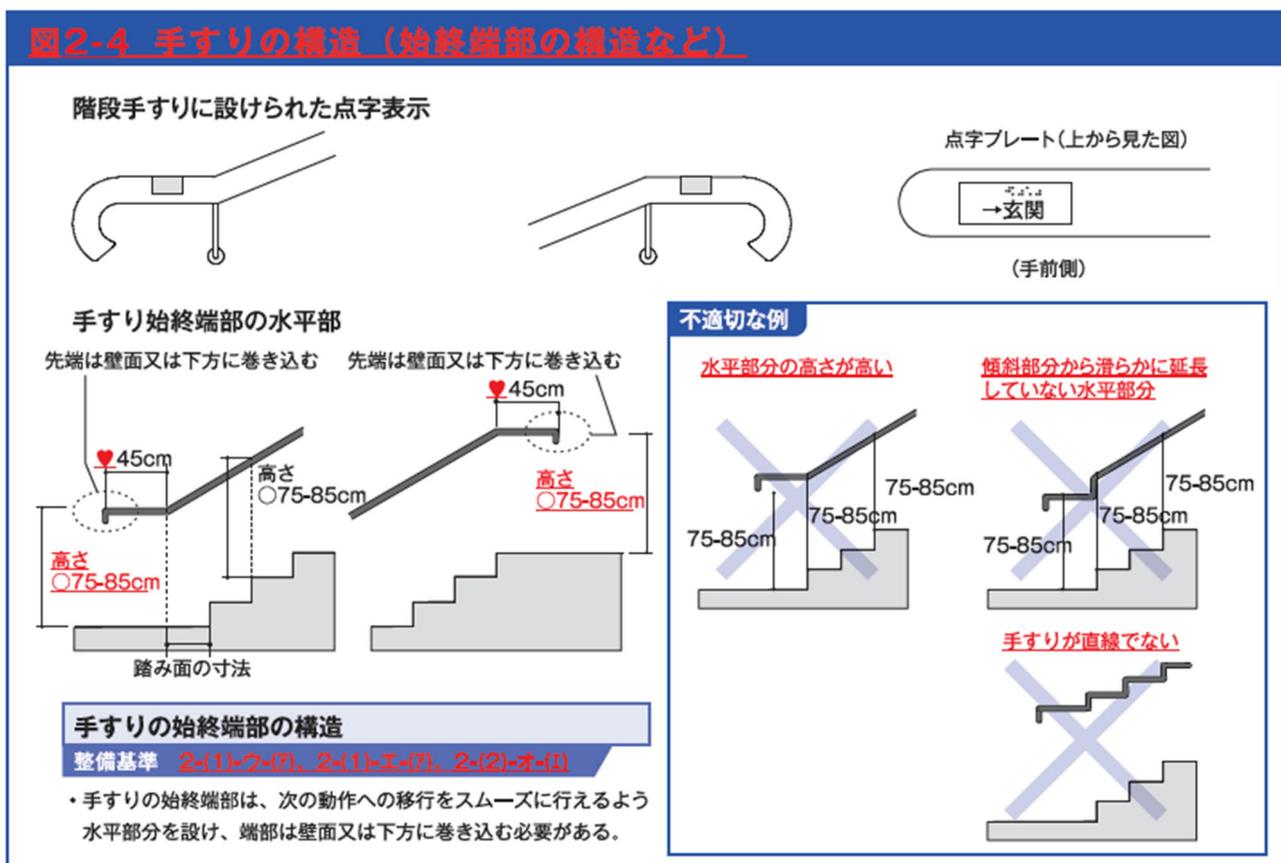
## 2 施設整備マニュアルの改正内容について

今回の改正は、マニュアル全体を対象としています。以下に、改正案の一部を例示いたします。なお今回改正した箇所は、赤字で表記されています。

## ○ 整備項目 2 「敷地内の通路」および整備項目 6 「階段」

図 2-4（階段では図 6-6）に、手すりの構造（始末端部の構造など）を追加し、その中で不適切な例を記載しました。

図 2-4 手すりの構造（始末端部の構造など）



○ 整備項目 8 エレベーター等

エレベーターの項目にある解説「視覚的な情報設備の配置」に追記を行います。

現在	改正案
<p><b>視覚的な情報設備の配置</b></p> <p>♥ 聴覚障害者のための情報伝達手段として、視覚による双方向モニター等を設置することが望ましい。また緊急時や定員オーバー等の情報伝達手段として視覚による表示を行うことが望ましい。</p>	<p><b>視覚的な情報設備の配置</b></p> <p>・ <u>制御装置のボタンは、点字表示や文字等の浮き彫りなど、視覚障害者が円滑に操作できる構造とする必要がある。</u></p> <p>♥ <u>階数ボタンが2列になる場合は、千鳥配列にするのが望ましい。</u></p> <p>♥ <u>エレベーターの交換、改修時にも点字案内の対応を行うことが望ましい。</u></p>

○ 整備項目「13 標識」

図 13 - 1 に JIS 規格の改正に合わせてピクトグラムを追加・修正しました。

**図13-1 標識（ピクトグラム）の例**

出典：日本産業規格

1. 日本産業規格（JIS Z 8210）の標識（ピクトグラム）

 お手洗	 エレベーター	 エスカレーター	 階段	 障害のある人が使える設備	 駐車場
 浴室	 案内所	 ベビーケアルーム※	 オストメイト用設備 ／オストメイト	 ベビーチェア (乳幼児用椅子)▲	 おむつ交換台▲
 介助用ベッド▲	 授乳室（女性用）△	 授乳室（男女共用）△	 ベビーカー	<p>▲…JIS 規格の改正に伴い、図を変更したもの</p> <p>△…JIS 規格の改正に伴い、図を追加したもの</p> <p>※…この図記号を使用する場合には、少なくとも授乳及びおむつ替えができる設備が備わっているものとする。</p>	

3 市民意見公募と今後の対応について

- ・令和 5 年 2 月中旬～3 月中旬 市民意見公募を実施。
- ・いただいた市民意見を参考の上、必要に応じ案の修正を行い、改正施設整備マニュアルとして確定。
- ・令和 5 年 10 月（予定） 「改正施設整備マニュアル」として発行

## ソフト施策の強化を目的とした条例改正について

### 1 改正の目的

平成 24 年に改正横浜市福祉のまちづくり条例が施行されてから、バリアフリー法が改正され、基本理念として「共生社会の実現」や「社会的障壁の除去」が明確化されました。また、改正障害者差別解消法が公布され、事業者による合理的配慮の提供が義務化されるなど、福祉のまちづくりの考え方が大きく変化しました。

さらに、神奈川県においても先の趣旨を踏まえ、10 月に「みんなのバリアフリー街づくり条例」を改正したところです。

そこで本市においても、これら国や県、社会情勢の変化を踏まえ、横浜市福祉のまちづくり条例の改正を検討します。

### 2 条例改正の主な方向性

#### (1) 目的規定の見直し（前文、第 1 条「目的」）

バリアフリー法において、法に基づく措置が、社会における事物、制度、慣行、観念など社会的障壁の除去及び共生社会の実現に資することとする基本理念が制定されたことから、条例の目的においても、これらの考えを取り入れた改正を目指します。

#### (2) 目的規定の見直しを踏まえた、福祉のまちづくりの定義見直し（第 2 条定義）

#### (3) 市・事業者の責務見直し（第 3 条「市の責務」、第 4 条「事業者の責務」）

(1)、(2) の見直しに伴い、事業者による「合理的配慮の提供」の義務化などを念頭に行政及び事業者の責務の見直しを行います。

#### (4) 施設管理者の責務（新設「施設管理者の責務」）

施設の円滑な利用のための配慮は、施設の管理運営者が提供する必要があることから、施設管理者に対して、新たに「施設の円滑な利用のために必要な措置を講じなければならない」とする責務と実効性を確保するための規定を設けます。

### 3 検討方法

推進会議の下部組織である専門委員会において検討し素案をまとめ、推進会議で原案として最終決定します。なお、専門委員会の議事内容は、推進会議に報告し、推進会議でいただいたご意見は専門委員会にフィードバックします。

### 4 スケジュール（予定）

令和 4 年 12 月 令和 5 年 2 月 (～ 4 月)	<u>福祉のまちづくり推進会議で専門委員会（仮称）設置について審議</u> <u>専門委員会（仮称）</u> ・ 条例改正に向けたスケジュール ・ 条例の改正箇所及び改正内容について
--------------------------------------	--

専門委員会（仮称）は推進会議終了後から令和 5 年度にかけて 5 回程度実施し、条例改正の素案をまとめる方向で考えています。

## 横浜市福祉のまちづくり条例及び同規則改正に係る 団体ヒアリングの主なご意見 (意見公募で提出された意見は除く)

### 【ヒアリング実施日】

令和4年7月20日～令和4年8月26日

### 【ヒアリング実施団体】

- ・心身障害児を守る会連盟
- ・横浜障害児を守る連絡協議会
- ・横浜市身体障害者団体連合会
- ・横浜精神障害者家族連合会
- ・ラシク 045
- ・ジェントルタウン倶楽部

### 規則改正の内容について

- ・車椅子使用者用駐車場に普通の車が止まっていた時の罰則を作してほしい。
- ・手すりがつけられないことが理由で施設が開所できないのは厳しいので柔軟にやってほしい。
- ・エスカレーターの右側を歩行されるのが怖い。エスカレーターを設置するときは一人用のものを設置してほしい。
- ・石畳等の凸凹が解消されるのは良いと思うが、つるつるで滑ってしまうのも困る。バランスをどのようにとるのか。
- ・敷地内通路の幅についての規定はあるか。敷地内通路に凹凸が無い仕上げを求めるのであれば、「平滑」や「なめらか」といった表現の方が良いのではないか。
- ・トイレの鏡サイズについて、現在の基準だと下端寸法が高いために使いにくい人もいる。

### 令和3年9月に説明をした条例改正の内容について

- ・用途変更をして施設を整備することが多いので柔軟に対応してほしい。
- ・施設は家から近い方がよい。
- ・施設を作る場所（既存施設の改修）をみつけるだけでなく、周りの理解を得るもの大変。公費から補助が出れば助けになる。
- ・緩和をすることがここまで大変だとは思わなかった。
- ・2階にEVで行ける遠くの施設よりも、2階にEVで行けない近くの施設を求めている。
- ・障害の程度が変化することはあるが、その時は別の施設を探す。通う施設を変えることは実際にある。
- ・車椅子使用者は、全てがフラットの方がいいと言うが、視覚障害者は段差があった方が移動しやすいと言う。一つの基準だけでは難しい。ハードとソフトをうまく組み合わせることが大事なのだと思う。
- ・基準をそれぞれで作ってしまうと、障害の種別に分かれて暮らすことになってしまうのではないか。雑多な中でどのように暮らすかがすごく重要だと思う。
- ・施設管理者側がソフトで対応する方法を考えさせるのはありだと思う。
- ・全てを同じ基準にするのが無理かと思う。知恵で乗り越える問題だと思う。

福祉のまちづくり条例規則改正意見公募結果

	意見	方針
1	<p>【条例改正へのご意見】 誰にとっても暮らしやすい『まちづくり』は大切なことだと思います。可能な限り、横浜市のあらゆる場所が利用しやすいバリアフリーのまちとなることが理想だと思いますし、その実現に向けてまちづくりをしていくべきだと思っています。 けれど、あまりにもハードルを上げてしまうことに懸念を感じています。ハード面の整った遠くのバリアフリーの施設に通所するよりも、たとえバリアフリーでなくても通所しやすい事業所を選択したい者もいます。</p> <p>【規則改正へのご意見】 施行規則を柔軟に考えていただき、必要に応じて規則を緩和する方向性があっても良いのではないかと思います。</p>	<p>条例改正については検討中です。</p>
2	<p>トイレについて ◇男女ブース内に多目的トイレが設置されていると、異性介助(母親と小学高学年以上の息子など)の場合、男女どちらのトイレも利用できない。</p>	<p>横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル[建築物編]増補版で記載しています。</p>
3	<p>トイレについて ◇流すマークが統一されていない上に流すためのスイッチが様々にありすぎて、どこをどうすれば流れるのかわからない</p>	<p>次回、横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル[建築物編]改正の際に、国土交通省が発行している設計標準の内容を参考情報として記載予定です。</p>
4	<p>トイレについて ◇男女のトイレ表記が施設によって違う(男女とも黒で、男が帽子・女がリボンなどでgentlemanとladyと表記など)。せめて、青や黒と赤など、色で男女がわかるようにしてもらいたい。男が青黒で女が赤というように、決めてしまうことに問題があり、それに不快感を持つ方がいらっしやることは承知しています。けれど、どちらかわからずに間違えて利用してしまったら、不審者として通報されます。字がわからなくても、色で判断できるような表記にしてください。</p>	<p>トイレ表記の色については、統一することは簡単ではないと考えます。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます、引き続き、分かりやすい案内板の設置を進めてまいります。</p>
5	<p>エレベーターの視覚障害者用音声案内、点字案内についてです。 今回新設に加え増設も対応との説明でしたが、エレベーターの交換・改修時にも対応をお願いします。 音声案内や点字案内は、視覚障害の単独歩行者には必須です。 入口の幅などは、交換・改修時には対応できない事が、音声対応等できない理由となっている事が考えられます。 今後条例において、エレベータの設置基準には、入口の幅などと、音声対応等に関しては、別の扱いにさせていただく、合理的配慮を要望します。</p>	<p>次回、横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル[建築物編]の改正の際、「エレベーターの交換、改修時にも音声案内の対応を行うことが望ましい」旨の記載を行い、周知を図ってまいります。</p>
6	<p>①個室内のトイレトペーパー、水を流すボタン、非常呼び出しボタンの配置位置を、国際標準であるJIS S026規格に統一していただきたい。 視覚障害者は、それぞれの配置位置がバラバラで、非常に困っています。 横浜市の職員の皆様におかれましては、是非目を瞑って、トイレを試してみてください。 その大変さが実感できると思います。</p>	<p>横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル[建築物編]の中で、トイレ内のボタン配置について、「各設備の配置は、日本工業規格(JIS S026)のとおりとすることが望ましい」と掲載しています。</p>
7	<p>②便所の通路内にも、点字ブロック又は誘導マットの敷設を要望します。 ②に関しては是非横浜ラポールのトイレを参考にしてください。</p>	<p>貴重なご意見いただきありがとうございます。今後の参考とさせていただきます。</p>

専門委員会委員（案）

氏名(敬称略)	区 分	役 職
○大原 一興	学識経験者	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 教授
○中村 美安子	学識経験者	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉学科 教授
川内 美彦	学識経験者	東洋大学人間科学総合研究所 客員研究員
橋本 美芽	学識経験者	東京都立大学大学院人間健康科学研究科 准教授
○山根 則子	関係団体 (身障)	横浜市オストミー協会 会長 (公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会)
服部 一弘	関係団体	NPO法人アニミ理事長 横浜移動サービス協議会理事長
○井汲 悦子	関係団体 (精神)	特定非営利活動法人 横浜市精神障害者家族連合会 副理事
○田之畑 有美	関係団体 (子ども)	一般社団法人ラシク 045(NPO 法人びーのびーの)
八木澤 恵奈	関係団体 (発達等)	瀬谷区発達障害理解啓発グループ ant mama
○金子 修司	事業者	横浜商工会議所

○は福祉のまちづくり推進会議委員と兼任

# ヨコハマこんなマチになりました

## 横浜市バリアフリー基本構想 Before/After

### 二俣川駅周辺エリア

二俣川駅周辺エリアは、二俣川駅からおよそ500mから1,000mの範囲の徒歩圏に「神奈川県立イトセンター」などの福祉施設や「神奈川県運転免許センター」などの公共施設、「神奈川県立がんセンター」などの医療施設、商業施設なども集まる、多くの人が活動するエリアです。

そこで、様々な立場の人々が、分かりやすく安全に駅や施設・道路を利用できるように平成24年5月にバリアフリー基本構想を作成しました。

くわしくは  
以下のHPで



### 「バリアフリー基本構想」とは

鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区等で、高齢者、障害者などが利用する施設が集まり、施設間の移動が通常徒歩で行われる地区（重点整備地区）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために作成する構想のことです。

「バリアフリー基本構想」では重点整備地区の範囲、バリアフリー化のために実施すべき事業（特定事業等）の内容等を定めます。個々の施設のバリアフリー化だけではなく道路と施設等の連続性を確保したバリアフリー化のために基本構想を作成します。

横浜市ではこの基本構想に基づいて、まちのバリアフリー化を進めています。

### 「バリアフリー基本構想」に基づいた整備事業

「バリアフリー基本構想」に基づいて、各事業者が重点整備地区内のバリアフリー化の事業を実施します。

- 公共交通特定事業（旅客施設等のバリアフリー化に関する事業）
- 道路特定事業（歩道等のバリアフリー化に関する事業）
- 交通安全特定事業（音響式信号機の設置等に関する事業）
- 建築物特定事業（建築物のバリアフリー化に関する事業）
- 都市公園特定事業（公園のバリアフリー化に関する事業）
- その他の事業（その他のバリアフリー化に関する事業）

### バリアフリーの豆知識

#### 歩道を平坦にする取組

横断歩道に接続する歩道部や車両乗り入れ部では歩道の勾配が急になっている場合があります。

歩道の勾配は、車いす使用者、高齢者、ベビーカーや歩行器での歩行、その他障害者等の通行に配慮してできるだけ小さくし、平坦性を確保しています。



発行 横浜市道路局 計画調整部 企画課 令和4年4月発行

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話番号：045-671-4086 ファクス：045-651-6527

メールアドレス：do-barrierfree@city.yokohama.jp

ホームページ： [https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/doro/jisyo\\_kikaku/barrier-free/bf.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/doro/jisyo_kikaku/barrier-free/bf.html)

横浜市バリアフリー基本構想

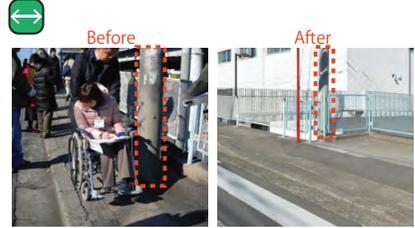


二俣川駅  
周辺



横浜市

電柱の移設及び歩行空間を広げました。



旭区地域子育て支援拠点ひなたぼっこ  
看板を設置し、入口を分かりやすくしました。



バス停「二俣川銀座」  
看板の向きを変えて歩行空間を広げました。



視覚障害者誘導用ブロックを設置しました。



二俣川駅北口共同ビル  
スロープの床を滑りにくい素材へ、視覚障害者誘導用ブロックを分かりやすい色へ変えました。



アルコット二俣川  
階段手すりを2段にしました。階段の先端に色を付け、段差部分を分かりやすくしました。



二俣川駅北口バスターミナル  
バスターミナル出入りのために係員を呼んでいたものをゲート式にし、いつでも通行できるよう改善しました。



二俣川駅  
バリアフリートイレに荷物をかけることができるフックを設置しました。



二俣川駅南口交通広場

歩道を下げてタクシーに乗りやすくしました。



バスのりばへ視覚障害者誘導用ブロックを設置しました。



バスの行き先別に色分けをするなどのりば案内をわかりやすくしました。



西友  
歩道から入口へ視覚障害者誘導用ブロックを設置しました。



凡例	
	歩行空間の確保
	歩道の平坦性の確保・段差の解消
	視覚障害者誘導用ブロックの整備
	音響式信号機の整備
	スロープの整備
	生活関連経路
	重点整備地区

横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正について(建築物)

1 改正の趣旨

令和4年7月から8月にかけて建築局で意見公募を実施した横浜市福祉のまちづくり条例施行規則(以下、規則と表記)の一部について、横浜市福祉のまちづくり条例(以下、条例と表記)に基づく「横浜市福祉のまちづくり推進会議(※1)」の下部組織である「専門委員会(※2)」において、規則改正内容の一部を改めるべきと、ご意見をいただいたことから改正内容を再検討しました。

※1...学識経験者、障害者団体代表(障害当事者)、子育て団体代表、建築・交通事業者、市民公募委員、行政関係者など 23 名で構成(条例第7条)

※2...推進会議において設置を決定する。学識経験者、障害者団体代表(障害当事者)、建築・ホテル事業者、行政機関など 12 名で構成(条例第7条第3項)

2 改正概要

指定施設整備基準において、床面積の合計が 2,000 平方メートル以上の共同住宅における移動等円滑化経路を構成するエレベーターのかごの幅に関するただし書き規定を削除します。これにより共同住宅のエレベーターのかごの幅は、140cm以上必要となります。(施行予定日:令和5年 10 月1日)

現行	前回改正案 (当初の規則改正素案)	今回改正案
<p>別表第9 備考 17 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上の建築物における移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、次に掲げるものであること。<u>(ただし、車いす使用者が円滑に利用できる幅のエレベーターを設置する場合は、この限りではない。)</u></p> <p>(ア) 籠の幅は、140 cm以上とすること。</p> <p>(イ) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。</p>	<p>別表第9 備考 17 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上の建築物における移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、次に掲げるものであること(ただし、貫通型で車いす使用者の利用に支障が無い場合に限り適用しない)。</p> <p>(ア) 籠の幅は、140 cm以上とすること。</p> <p>(イ) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。</p>	<p>別表第9 備考 17 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上の建築物における移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、次に掲げるものであること(_____ )。</p> <p>(ア) 籠の幅は、140 cm以上とすること。</p> <p>(イ) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。</p>

3 その他

令和4年7月から8月にかけて意見公募を実施した当初の規則改正については、以下のページをご覧ください。

・横浜市公式トップページより

トップページ>暮らし・総合>福祉・介護>福祉のまちづくり

>福祉のまちづくり条例・規則>条例と規則の改正について>規則の改正について

・URLは以下の通りです。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fuku-machi/jorei/kaisei/fukumachikisokukaise.html>

# 運用改善を目的とした福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正について

## 1 趣旨

平成 24 年に横浜市福祉のまちづくり条例（以下「条例」）が改正され、一定期間が経過し、運用面での課題が明らかとなりました。つきましては、運用の改善を目的として、横浜市福祉のまちづくり条例施行規則（以下「施行規則」）の一部改正を行います。

## 2 改正概要

別紙「新旧対照表」参照

## 3 スケジュール

公布予定日：~~令和 4 年 12 月（予定）~~      令和 5 年 2 月（予定）  
施行予定日：~~令和 5 年 4 月（予定）~~      令和 5 年 4 月（様式）、令和 5 年 10 月（基準）（予定）

## 4 意見公募要領

### ■意見公募期間

令和 4 年 7 月 22 日（金）から令和 4 年 8 月 31 日（水）まで（必着。郵送の場合は当日消印有効。）

### ■ご意見の提出方法

別添の意見投稿用紙にご記入の上、以下のいずれかの方法によりご提出願います。  
なお、電話でのご意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

① 郵送または持参（持参の場合は、平日の 8：45～17：15 にお願います。）

〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地 10      横浜市庁舎 25 階  
横浜市建築局建築指導部建築企画課

② ファクシミリ      F A X 番号：045-550-3568

③ 電子メール      E メール：[kc-kkikenkoubo@city.yokohama.jp](mailto:kc-kkikenkoubo@city.yokohama.jp)

### ■問い合わせ先

横浜市建築局建築指導部建築企画課      電話：045-671-2933

### ■その他

- ①お寄せいただいたご意見と、それに対する横浜市の考えは、横浜市建築局建築指導部建築企画課のホームページで公表します。
- ②「電話でのご意見の受付」及び「ご意見への個別の回答」は、いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ③お寄せいただいたご意見は、本件の目的以外に使用いたしません。
- ④ご意見の提出に伴い取得したメールアドレス、F A X 番号等の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限り利用します。